

II 病虫害防除基準の利用

病虫害防除基準は、本県主要農作物を対象にし、病虫害等の効果的な防除方法を示している。この基準に採用している農薬及び記載内容の表現等については、以下の事項を参照する。また、農薬の安全使用を徹底するためには、「III 農薬適正使用」の項に記載している事項を遵守する。

なお、農薬を使用する際は必ず、農薬のラベルに記載された内容に従う。

1 防除基準利用上の注意

- (1) この基準は耕種的、生物的防除方法や農薬による防除方法、病虫害発生予察方法について記載しているので、これらを参考に、化学農薬のみに依存することなく、総合的な防除を心掛ける。
- (2) 各病虫害・雑草等に対する薬剤の使用は、単独防除を実施することを前提としている。
- (3) 時期及び剤の使用回数の欄には、収穫までに要する日数等の使用時期、その剤の使用回数及び剤に含まれる成分ごとの使用回数を示している。
- (4) 農薬の使用回数は、当該農作物のは種から収穫に至るまでの間（果樹はその直前の収穫から当該農産物収穫に至るまでの間、茶にあっては「農薬の適正使用にかかわる茶園における摘採作業と同様とみなす作業の判断」の項を参照）に使用できる該当薬剤の使用回数である。なお、同一成分を含む剤を複数回使用する場合は、成分ごとの総使用回数にも注意する。また、花は1作期、樹木は所定の使用時期まで、もしくは年間の使用回数を示している。
- (5) 薬剤の選定に当たっては、同一系統薬剤の連用による病虫害の耐性、抵抗性の発達を防ぐため、農薬の作用機構分類コードや「農薬の有効成分名、含有量と系統分類」の項を参考にする。
- (6) この基準に掲載した病虫害名は、農薬登録時に使用された名称で統一してある。
- (7) この基準に掲載した作物名の詳細については、「農薬登録における適用作物名について」の項を参照する。
- (8) この基準に掲載した農薬は原則として令和5年9月30日時点で登録のある薬剤を対象としている。したがって、実際の使用前には必ずラベルの記載内容を確認する。なお、農薬登録内容の変更等があった場合には、変更後の内容に従うものとする。最新の農薬登録内容は静岡県農薬安全使用指針・農作物病虫害防除基準 (<https://www.s-boujo.jp/>) や農林水産省の農薬登録情報提供システム (<https://pesticide.maff.go.jp/>) で確認できる。
- (9) 高濃度少量散布は、無人航空機などで実施される使用方法で、適用のある農薬しか使用できない。
- (10) この基準にない病虫害等が異常発生し、防除指導が必要になったときには、農林事務所、病虫害防除所、農林技術研究所等に相談する。

2 農薬の記載方法

- (1) 農薬のうち『毒物及び劇物取締法』による劇物は、毒性の項目に“劇”を記載した。
- (2) 個別の農薬情報に農薬作用機構分類のコード（IRAC・FRAC・HRACコード）を掲載している（冊子版には個別の掲載はありません）。

農薬の作用性による系統分類については、世界農薬工業連盟（CLI：Crop Life International）が組織する殺虫剤抵抗性対策委員会（IRAC：Insecticide Resistance Action Committee）、殺菌剤耐性菌対策委員会（FRAC：Fungicide Resistance Action Committee）ならびに除草剤抵抗性対策委員会（HRAC：Herbicide Resistance Action Committee）が取りまとめた殺虫剤、殺菌剤、除草剤の分類表を翻訳したものが農薬工業会のホームページ上で公開されている（<https://www.jcpa.or.jp/labomechanism.html>）。

3 掲載例

作物及び、病害虫・雑草名 防除上の注意事項を掲載 検索結果の印刷ボタン 検索結果のダウンロードボタン

検索結果

作物：稲
病害虫：イナゴ類
雑草名：

戻る 検索結果印刷 csvファイルをダウンロード

上位グループで再検索：

※（～を除く）などの作物名については結果が表示されません。

稲イナゴ類の注意事項

- イナゴ類の水田への侵入は6月中旬頃から始まり、侵入初期には畦畔際に多い。7月中旬になるとほ場内密度は平均化する。
- 7月上旬以降の20回振りすくい取りで100頭以上採集された場合、防除の必要がある。
- 6月下旬から7月に散布する。

該当する農業情報が2件ありました

詳細	病害虫・雑草名	商品名	使用方法	希釈倍数・使用量	時期	回数	作用機構分類	系統名
詳細	イナゴ類	トレボン粉剤DL	散布	3~4kg/10a	収穫7日前まで	3回以内	I:3A	ピレスロイド系殺虫剤
詳細	イナゴ類	トレボン粒剤	散布	2~3kg/10a	収穫21日前まで	3回以内	I:3A	ピレスロイド系殺虫剤

「詳細」ボタンをクリックすると、その薬剤の詳しい情報が別ページで表示される。

作用機構の分類コードを掲載。
F: FRAC コード, I: IRAC コード,
H: HRAC コードを示す。

薬剤の系統名を掲載。

4 記載した農薬の範囲

- 当該作物に登録のある農薬のみを掲載している。
- 特定毒物、水質汚濁性農薬（指定農薬）及び毒物については、安全性を確保するために掲載していない。
- 水産動植物に強い影響を及ぼす恐れがある農薬は、水稻では原則として掲載していない。ただし、従来から使用しているもので適当な代替農薬がないもの及び需給状況から直ちにほかの農薬に切り替えが困難なものについては、暫定的に掲載した。
- 各作物の項に掲載された単一成分の剤と同成分を含む複数成分を混合した製剤（殺虫剤、殺菌剤、殺虫・殺菌剤）は、原則として掲載していない。ただし、混合することにより特別のメリットがあるもの（耐性菌・抵抗性対策、効果の増強等）、単剤での掲載がないもの（流通している薬剤又はそれに含まれる有効成分が混合剤にしかないもの等）及び特に指導上記載する必要があると認められるもの等については掲載した。
特に水稻については、既に混合剤の使用が一般的になっていること、混合剤を使用することにより効率的な防除が可能となること、及び環境に対する負荷が軽減されることから、混合剤である種子消毒剤・箱施用剤を掲載している。
- 特に記載のある場合を除いて、記載された薬剤名には“家庭園芸用”の薬剤を含まない。

5 その他

本基準の内容に重要な訂正・修正事項が生じた場合にはWeb (<https://www.s-boujo.jp/>) において掲示する。なお、静岡県および静岡県植物防疫協会は利用者が本サイトの情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではない。